

地域コミュニティ活性化のための
市民公益活動促進プログラム

平成 20 年 3 月

仙 台 市

【目次】

1 プログラムの基本事項	1
(1) 趣旨	
(2) 基本目標	
(3) プログラムの重点実施期間	
2 取組に当たっての基本的な考え方	2
(1) 連携への期待と課題	
(2) 連携の意義と可能性	
(3) 連携促進のための方法・手段	
3 連携促進のための具体的取組・施策	4
(1) 平成 20 年度に実施する予定の取組	
(2) 平成 21 年度以降に実施する予定の取組	

資料

- 1 第 4 期仙台市市民公益活動促進委員会答申
「地域コミュニティの新たな活力源としての市民公益活動 - 市民公益活動促進における「地域コミュニティ活性化」について - (平成 19 年 8 月 23 日)」
- 2 第 4 期仙台市市民公益活動促進委員会委員名簿
- 3 第 4 期仙台市市民公益活動促進委員会審議概要・開催状況

近年、社会情勢の変化や個人の価値観の多様化などを背景とし、コミュニティにおける意識の希薄化や活動機能の低下などがみられる。また、地域課題が複雑化・多様化し、従来の枠組みや取組だけでは解決が難しい現状が顕著になりつつある。

このような中、地域課題を解決し、地域コミュニティを活性化するためには、地域の豊富な情報及び地域住民に情報を伝達する仕組みを有しており、地域づくりを包括的に担っている町内会等地縁組織と、自発的な課題認識と目的意識をもち、特定分野における専門性と独自のノウハウを有して活動している市民公益活動団体との連携・協力が有効であるとの認識が深まってきている。しかし、両者の連携の実例はまだ少なく、また、効果的な連携促進策も明らかになっていなかった。仙台市でも、市民公益活動の意義と役割として「地域コミュニティの活力源」となることが期待されていることは、「市民公益活動促進のための基本方針（平成13年4月）」においてすでに指摘しているところであるが、その促進のための具体的な施策の実施には至っていない。

そのような中、平成18年8月の「市民公益活動促進における『地域コミュニティ活性化』」に関する諮問に対し、平成19年8月に仙台市市民公益活動促進委員会から「地域コミュニティの新たな活力源としての市民公益活動」と題する答申を得た。また、平成20年3月に策定された仙台市における地域コミュニティと地域行政のあり方を示す指針である「仙台市コミュニティビジョン」においても、地域コミュニティ組織と市民公益活動団体との連携促進のための取組を進めていくとの方向性が示されたところである。

このプログラムは、仙台市市民公益活動促進委員会からの答申を踏まえ、かつ、「仙台市コミュニティビジョン」で示された方向性をさらに具体化するため、仙台市の庁内関係各課・公所及び関係団体との連絡・提携に基づき、市民公益活動団体と町内会等地縁組織との連携による地域コミュニティ活性化に必要な取組を一層促進するために定めるものである。

1 プログラムの基本事項

(1) 趣旨

本プログラムは、NPO等の市民公益活動団体と町内会等地縁組織とがそれぞれの長所を活かし合って連携することにより地域コミュニティが抱える課題を解決し、地域コミュニティを活性化するための基本的考え方及び具体的取組をまとめ、地域コミュニティの新たな活力源としての市民公益活動の計画的な促進を図るためのものである。

(2) 基本目標

本プログラムは、市民公益活動団体と町内会等地縁組織との自発的な連携を促進するための取組を行うことで、より多くの市民公益活動団体が仙台市の地域コミュニティの活力源として継続的に活躍し、貢献できるようにすることを基本目標とする。

(3) プログラムの重点実施期間

本プログラムの重点実施期間は、平成20年度から平成22年度までの3年間とする。ただし、プログラムの進捗状況、社会情勢の変化等に応じて随時必要な見直しを行うものとする。

2 取組に当たっての基本的な考え方

(1) 連携への期待と課題

複雑化・多様化する地域課題の解決のためには、市民公益活動団体と町内会等地縁組織とが連携し、互いの強みと弱みを活かし合い、補完し合うことが効果的である。両者の円滑な連携が促進され、活力ある地域コミュニティの実現につながることを期待されているが、現時点では連携の具体的な事例の蓄積はなかなか進んでいない。

連携が進んでいない主な理由としては、次の点が考えられる。

[連携が進まない理由]

- お互いに関する情報がなく、理解が進んでいないこと
- 連携の発想が乏しく、連携の意義やメリットが認識されていないこと
- 活動範囲や課題解決の手法、組織運営のルールや手順に違いがあること
- 連携のきっかけとなる地域コミュニティの課題、ニーズが明確でなかったこと
- 両者の間を取り持つ存在が現れなかったこと

上記の理由から、連携する上での課題として次の点が捉えられる。

[連携する上での課題]

- お互いの目的と能力、活動内容を知り合い、お互いを理解し合う。
- お互いの課題及びその問題解決に活かせる資源を把握するとともに、先行事例から学ぶ。
- どのような内容についてどのような形で連携することができるのか、具体的に話し合う。
- 出会いや話し合いのきっかけをつくり、両者を円滑につなぐコーディネート役を設ける。

(2) 連携の意義と可能性

ア 連携の意義

両者の連携の意義は、事例が積み重ねられるに従い評価されてきているが、まだまだ外部からの期待に止まっているのが現状である。当事者である市民公益活動団体と町内会等地縁組織の双方に連携の意義を理解してもらい、自発的な連携を促進するため、その意義・メリットを整理すると、次の点が考えられる。

(ア) 市民公益活動団体にとっての意義・メリット

- ・ミッション（設立目的・使命）達成に必要な資源（地域の情報、人材など）を得ることができる
- ・地域の発展に協力し、貢献する活動の場を得ることができる
- ・自らの課題に気付き、成長することができる
- ・新たなニーズを開拓することで、活動を展開・継続することができる

(イ) 町内会等地縁組織にとっての意義・メリット

- ・課題解決に必要なアイデアやノウハウなどを得ることができる
- ・外からの力、新しい力を活かして、新規性の導入や現状の見直しをすることができる
- ・無関心層の参加意欲を引き出すことができる

イ 連携の可能性

具体的な連携の可能性と内容は、地域コミュニティが抱える課題と、市民公益活動団体が有する専門性やノウハウとがうまく合致するところに見いだせる。次のような特定課題の解決という目的を共有できる場面で、両者の連携及び協働が生まれる可能性が大きい。

(ア) 防災・防犯

日頃の近所付き合いが希薄化している現状において、地域コミュニティの従来の組織の力、従来の対策のみでいざというときに十分な対応ができるかどうか不安視されるところがあり、このようなところに連携の可能性がある。

(イ) 子育て支援

核家族化や女性の社会進出が進んでいる中、子育て支援の必要性が高まっており、このようなところに連携の可能性がある。

(ロ) 高齢者支援

高齢化の進行により、地域には一人暮らしの高齢者や、高齢者だけの世帯が増え、そういった世帯の生活全般に係る助け合いや見守りの取組をすることが求められており、このようなところに連携の可能性がある。

(ハ) 地域リーダーや地域活動の担い手の育成

町内会の役員など地域活動の担い手が次世代へのバトンタッチを円滑に行うため、より若い世代の担い手を育成する必要がある、このようなところに連携の可能性がある。

(ニ) 伝統文化・景観などの地域資源活用によるまちづくり

歴史や文化、独特の景観などの地域資源を活かしたまちづくりを行い、住民が自分たちの地域に愛着と誇りを持ち、積極的にまちづくりに参加しようという意識を醸成するに当たって、連携の可能性がある。

(ホ) 地域行事の活性化

夏祭りや運動会などの地域行事は、参加者の減少・固定化や内容のマンネリ化などが認められるところもあるため、地域住民が参加したくなるような新鮮で魅力的な行事とする取組を行うに当たって、連携の可能性がある。

(ヘ) 住民を地域活動へとつなぐ情報提供

地域コミュニティには、住民の「私たちの地域である」という意識を呼び起こし、実際に地域活動に「参加する」ことにつなげるための効果的な広報のノウハウを持つことが求められており、このようなところに連携の可能性がある。

(ヒ) 生活環境の美化やごみ処理の適正化、リサイクル運動

道路、公園等の清掃活動やリサイクル活動などについて、参加者の固定化や運営ルールなどをめぐるトラブルが起きたりすることがあるので、こういったトラブルを防ぎ、効果的な活動や運動を行うに当たって、連携の可能性がある。

(フ) 組織の健全運営

経理など町内会等の組織運営について問題が生じると、住民の不信感が高まり、円滑な運営が妨げられることがある。このような事態を防止するため、必要に応じて組織のマネジメント方法を見直すことが求められており、このようなところに連携の可能性が
ある。

(3) 連携促進のための方法・手段

地域コミュニティと市民公益活動団体との連携を現実的に生み出し、効果的に促進してい

くためには、連携する上での課題を解決するため、次のような方法・手段をとることが有効である。

ア お互いを理解する場と機会をつくる

連携と協力は互いを知ることから始まる。まずは市民公益活動団体と町内会等地縁組織とが出会い、互いに理解を深め合うことができる場と機会をつくる。

イ 連携事例を知る場と機会をつくる

連携により成果が挙がることが明確であれば、連携は自発的に進む。他都市の事例も含め、実績を蓄積して参考事例を増やすとともに、その事例を知る場と機会をつくる。

ウ 連携相手を求め合う場と機会をつくる

双方の活動内容、抱えている課題、強みやノウハウを具体的に知り合い、実際の連携相手を見定め、求め合う場と機会をつくる。

エ お互いをつなぐ仲介役をおく

双方の情報を豊富に把握している仲介役がいれば、より効果的な連携をつくり出すことが可能となる。そういった人材を育成するとともに、両者をコーディネートする仕組みをつくる。

オ 市民公益活動団体が地域に入るきっかけ（制度）や足がかり（場）をつくる

市民公益活動団体が地域において具体的な活動を展開していくきっかけとなる参画や対話の機会をつくるとともに、足がかりとなる場（施設など）を設ける。

3 連携促進のための具体的取組・施策

「連携促進のための方法・手段」の具体的内容として、段階的に次の取組を行うものとする。

(1) 平成 20 年度に実施する予定の取組

ア 「お互いを理解する場と機会をつくる」ための取組

(ア) 市民センター等地域施設において市民公益活動に関する講座を実施

【主な関係課、公所等】市民活動サポートセンター、企画市民局地域活動推進課、教育局中央市民センター

(イ) 町内会等地縁組織に対して市民公益活動団体に関する情報を直接提供

【主な関係課、公所等】市民活動サポートセンター、企画市民局地域活動推進課、教育局中央市民センター

(ウ) 町内会等地縁組織、市民公益活動団体その他の関係機関による連絡会議の開催

【主な関係課、公所等】企画市民局地域活動推進課

(エ) 連携促進のための基礎データとなる市民公益活動団体の実態調査や意向調査の実施

【主な関係課、公所等】企画市民局地域活動推進課

イ 「連携事例を知る場と機会をつくる」ための取組

(ア) 連携事例を紹介する情報交換会やシンポジウムの開催

【主な関係課、公所等】市民活動サポートセンター、企画市民局地域活動推進課

(イ) 具体的な地域課題を解決するための連携のモデルとなる事業の実施

【主な関係課、公所等】各区まちづくり推進課、企画市民局地域活動推進課

ウ 「連携相手を求め合う場と機会をつくる」ための取組

(ア) 連携相手を具体的に求めていくための相談会の開催

【主な関係課、公所等】市民活動サポートセンター、企画市民局地域活動推進課

エ 「お互いをつなぐ仲介役をおく」ための取組

(ア) 市民活動サポートセンターと市民センターとの連携強化(定期的連絡会議の開催など)

【主な関係課、公所等】市民活動サポートセンター、企画市民局地域活動推進課、
教育局中央市民センター

(2) 平成 21 年度以降に実施する予定の取組

次の取組については、平成 20 年度中に十分な検討を加え、関係課・公所との協議調整を図りながら、内容を具体化し、平成 21 年度以降に実施する予定である。

ア 「お互いをつなぐ仲介役をおく」ための取組

(ア) 市民活動サポートセンターと市民センターとの連携・協力により相談対応、情報提供及びコーディネート(仲介)を行う仕組づくり

【主な関係課、公所等】企画市民局地域活動推進課、市民活動サポートセンター、
教育局中央市民センター

(イ) 連携を円滑に進めるためのコーディネーターの養成

【主な関係課、公所等】企画市民局地域活動推進課

(ウ) 連携の仲介役を担うことができる人材や組織の発掘と支援

【主な関係課、公所等】企画市民局地域活動推進課

イ 「市民公益活動団体が地域に入るきっかけ(制度)や足がかり(場)をつくる」ための取組

(ア) 各区まちづくり協議会、社会福祉協議会等地域コミュニティと関わりの深い組織と市民公益活動団体との連携の促進

【主な関係課、公所等】企画市民局地域活動推進課、各区まちづくり推進課、
市民活動サポートセンター

(イ) 市民公益活動団体が、市民センター、児童館、学校等地域の公共施設における事業に参加し、又はそれらの公共施設を利用することにより、地域と積極的に関わることができる体制とするとともに、双方の連携を促進

【主な関係課、公所等】企画市民局地域活動推進課、各区まちづくり推進課、
市民活動サポートセンター、教育局中央市民センター、
子供未来局子供施設課、教育局生涯学習課

資料

(資料1)

地域コミュニティの新たな活力源としての市民公益活動

- 市民公益活動促進における「地域コミュニティ活性化」について -

[答申]

平成19年8月23日

第4期仙台市市民公益活動促進委員会

1 はじめに

近年、社会情勢の変化や個人の価値観、家族形態の多様化などに伴い、生活の場への帰属意識や住民間の連帯意識が希薄化するとともに、地域社会の人間関係を通して培われてきた互助・共生の精神や規範意識が低下してきている。一方で、自然災害や犯罪の発生などにより身近な生活の安全・安心が脅かされ、また、家族機能の低下がみられる中、防災・防犯や子育て支援、高齢者支援といった分野において地域が果たす役割に大きな期待が寄せられている。

そのような中、地域の課題を捉え、身近な地域を活力あるものにするためには、今一度その地域を構成する住民や各種団体が主体的・自立的に地域づくりについて考える必要があるという認識が強まり、地域コミュニティの活性化のための取組が全国的に見られるようになってきている。一方で、市民ニーズの多様化・個別化を受け、NPO、NGOなどの市民公益活動団体が公共サービスの新たな担い手として様々な分野で活躍している。仙台市においても、平成10年12月の特定非営利活動促進法の施行以来、平成19年7月現在で280団体を超えるNPO法人が設立され、さらに多くの任意団体とともに様々な活動を展開している。

本委員会は、昨年8月に市長から「市民公益活動促進における『地域コミュニティ活性化』」について諮問を受け、地域コミュニティ活性化のためには市民公益活動団体と伝統的な地域コミュニティの担い手である町内会等の地縁組織との連携が効果的であると同時に、地域コミュニティ活性化という目的を共有した連携は両者にとって新たな成長や変革の機会ともなりうるとの認識のもと、双方の連携による地域コミュニティ活性化方策について検討を行った。

本答申は、その検討の結果として、市民公益活動団体と町内会等地縁組織との連携の課題と意義、可能性、連携促進のための効果的な方法・手段、連携促進のための支援策の具体的内容等について、提言を行うものである。

2 市民公益活動団体と町内会等地縁組織との連携への期待

地域では、様々な主体が活動している。町内会や子供会育成会、防犯協会など住民により構成されるいわゆる地縁組織に加え、高齢者への配食サービスなど地域向けの活動を展開する市民公益活動団体も増えてきた。

仙台市の地域コミュニティにおける多様な主体の中にあって最も基本的な団体と言えるのは、町内会である。町内会は、自ら主体的により良い地域づくりに取り組むとともに、地域コミュニティと行政との仲介の役割も果たしてきた。町内会には地域内のほぼ全世帯が加入しているため、地域コミュニティを形成する他の団体と不可分の関係にあり、町内会はそれらの諸団体の機能を含んだ地域づくりのための取組を包括的に担ってきたと言える。それゆえ、地域の状況について豊富な情報を把握しており、また、地域住民に情報を伝達する仕組みを有している。ただし、包括性と個々の分野における専門性を同時に満たすことは難しい。地域住民のニーズの複雑化・個別化が進む現在にあっては、なおさらである。

一方、自らの自由意志に基づき、自発的な課題認識と目的意識をもって活動している市民公益活動団体は、特定分野における専門性と豊かなノウハウを有している。地域に根差して活動する団体が増えてきているとは言え、その多くは誰に対しても開かれた組織として、エリアを限定せず広域的な活動を展開している。そのことから、「地域とのつながりが薄く、地域の事情に明るくない」という点が指摘されることもあった。

このように、地縁組織の代表といえる町内会と市民公益活動団体とは、それぞれ基本的性格が異なっている。むしろそうした相違があるからこそ、両者の強みと弱みは、相互に活かし合

い、補完し合える関係にあると言える。また、子供会育成会、防犯協会、老人会など、一定のテーマ性を持って活動している地縁組織についても、そのテーマを専門とする市民公益活動団体と連携することで、双方の活動のノウハウや情報を提供し合い、お互いに活動の幅を広げることができる。このように、複雑化・多様化する地域課題の解決のためには、両者の連携や協力が効果的だと考えられる。お互いに自主性を尊重し、情報を積極的に出し合って自発的な協力関係を築くことで、円滑な連携が促進され、活力ある地域コミュニティの実現につながることを期待する。

3 連携の実態と連携する上での課題

市民公益活動団体と町内会等地縁組織との連携促進に向けた実効的な取組を検討するに当たっては、まず両者の連携の実態を捉え、連携を促進する上での課題を把握する必要がある。

(1) 連携の実態

ア 全国的な連携の状況

自治体と協働した経験のあるNPO法人及びボランティア団体に対する内閣府の調査(*1)によると、市民公益活動団体(回答数 373)の4割が、地縁組織とも「良好な関係を築いている」と答えている。また、地縁組織とは「まちづくり」「環境保全」「子供の健全育成」「福祉」などの分野で協働の実績(件数)が多く、各分野において特に地縁組織を協働の相手方としている割合が高いのは、「地域の安全」「まちづくり」「災害救援」「環境保全」「子供の健全育成」であることが分かる。

*1 平成 15 年度内閣府「コミュニティ再興に向けた協働のあり方に関する調査」

[具体的事例]

- ・ NPO法人いわてNPO-NETサポート(岩手県北上市)
市民公益活動団体による地域リーダー育成の例
- ・ NPO法人自然王国ほその村(新潟県上越市)
山間部の小さな集落の住民が団体を設立、様々な地域おこし事業を実施し、宿泊交流施設の指定管理者となるまでに至っている例
- ・ 横浜市金沢区能見台二丁目自治会(神奈川県横浜市)
単位自治会が、救助犬ネットワーク活動をしているNPOと連携し、その専門的ノウハウを活かして防犯パトロールを実施している例

イ 仙台市における連携の状況

仙台都市総合研究機構が実施したアンケート(*2)の結果によると、町内会等地縁組織とNPO法人との連携は、町内会等地縁組織(木町通地区、松陵地区及び七郷地区対象)の回答(回答数 52)を見るとほとんど行われておらず、NPO法人(市内に事務所を有するNPO法人 256 対象)の回答(回答数 48)も3割程度に止まっている。今後の連携の意向については、町内会等地縁組織も4割程度が協力・連携してもよいと回答しているが、NPO法人が約8割(うち積極的な意向が約3割)であることと比較すると、連携に対して町内会等地縁組織側は消極的であると言える。

*2 平成 18 年度仙台都市総合研究機構「地域コミュニティのネットワークづくりアンケート」

[具体的事例]

- ・ NPO法人が町内会の防災マップづくりを支援した例

NPO法人コミュニティと空堀町町内会との連携など

- ・NPO法人が公共施設の指定管理者となったことをきっかけとする地域との連携の例
NPO法人MIYAGI子どもネットワーク(仙台市小松島児童館ほか3館) NPO法人東北グリーンライフ(仙台市大倉ふるさとセンター)など
- ・市民センターの講座やホームヘルパー講座の受講をきっかけに、高齢者や障害者の生活支援の有償ボランティア活動を開始し、NPO法人を設立した例
NPO法人おとなりどーし、NPO法人FOR YOUにこにこの家など
- ・市民公益活動団体と町内会とが協働で中長期の地域づくり計画を作成し、その実現のために継続して連携し活動している例
八幡地区まちづくり協議会など

ウ 各種調査結果及び具体的事例から

市民公益活動団体側の意識としては、現状として町内会等地縁組織と良好な関係にあり、今後も積極的に協力・連携していこうという意向があることが分かる。しかし、町内会等地縁組織側の意向は比較的低い。また、連携の具体的事例はまだまだ少なく、かつ、限られた連携事例の存在は、他の町内会等地縁組織が知るところとはなっていない。両者の意識のずれや、連携の意向はあっても具体的にどのように取組を始めればいいのか分からないといったことから、連携事例の蓄積がなかなか進んでいないものと考えられる。

(2) 連携する上での課題 - 連携が進まない理由から -

連携が進まない理由として、次の点が考えられる。

- お互いに関する情報がなく、理解が進んでいないこと
- 連携の発想が乏しく、連携の意義やメリットが認識されていないこと
- 活動範囲や課題解決の手法、組織運営のルールや手順に違いがあること
- 連携のきっかけとなる地域コミュニティの課題、ニーズが明確でなかったこと
- 両者の間を取り持つ存在が現れなかったこと

以上のような連携が進まない理由を踏まえ、連携する上での課題として次の点が捉えられる。両者の連携を効果的に促進していくためには、これらを整えることが必要である。

それぞれがどのような目的と能力を持ち、どのような活動をしているのかを知り合い、お互いを理解し合う。

お互いが抱えている課題及びその問題解決に活かせる資源を把握するとともに、先行事例から学ぶ。

どのような内容についてどのような形で連携することができるのか、具体的に話し合う。話し合いや出会いのきっかけをつくり、両者を円滑につなぐためのコーディネート役(場と人)を設ける。

4 連携の意義

第2章において述べたように、実は両者は、その特徴を相互に活かし合い、補完し合える関係にある。事例が積み重ねられるに従い、その具体的意義は評価されつつある。しかし、第3章でも指摘したように、現状としては、連携の意義はまだまだ外部からの期待に止まり、当事

者とされる市民公益活動団体や町内会等地縁組織は、なかなかそれを理解できていないのも事実である。

そこで、双方の連携を効果的に促進するため、その意義・メリットを整理する。

(1) 市民公益活動団体にとっての意義・メリット

ア ミッション（設立目的・使命）達成に必要な資源を得ることができる

地域コミュニティは、市民公益活動団体がミッションを達成するために必要な各種組織、地域の情報、人材などの資源などを有しており、地域と連携し協力体制を整えることができれば、市民公益活動団体はそれらの資源を得ることができる。

イ 地域の発展に協力、貢献する活動の場を得ることができる

市民公益活動団体にとっては、自分たちのミッション実現に相応しい活動の場を見つけ出すことが重要となる。そのような地域における町内会等地縁組織との連携を通じて、自ら効果的な活動を展開するとともに、地域に不足している専門的なノウハウ、情報やネットワークなどを提供することで、地域の発展にも協力、貢献することができる。

ウ 自らの課題に気付き、成長することができる

地域の事情・実情に明るくないと言われる市民公益活動団体にとって、地域とかがわかることは、面的に活動を拓げていく際の弱さ、課題を認識するきっかけとなる。地域を理解し、地域に理解してもらうための努力やトレーニングを通して、結果として市民公益活動団体自身が成長することにつながる。

エ 新たなニーズの開拓、マーケティングができる

地域との連携は、地域における新たなニーズの開拓、マーケティングのきっかけとなり、活動を展開・継続していくチャンスである。

(2) 町内会等地縁組織にとっての意義・メリット

ア 課題解決に必要なアイデアやノウハウなどを得ることができる

地域コミュニティが抱える特定課題をテーマとする市民公益活動団体と連携することで、専門的なアイデアやノウハウなどを得ることができ、課題解決がしやすくなる。

イ 新規性の導入や現状改革の上で、外からの力、新しい力を活かすことができる

地域によっては、慣習や伝統にとらわれ、新たな発想や取組が生まれにくいところもある。現状の見直しや改革、改善に取り組む際に、市民公益活動団体との連携により外から新しい力、資源を取り入れることで、現状の打開と発展につながる。

ウ 無関心層や非協力層の意識改革と参加が期待できる

町内会活動その他の地域活動に関心がなく、ほとんど携わっていない地域住民に対して、市民公益活動団体ならではの発想やノウハウを活かした新たな魅力的な取組を行うことで、意識改革と参加を促すことが期待できる。

以上のようなそれぞれにとっての意義・メリットは、単にどちらか一方にとってのものに止まらず、双方にとっての意義・メリットであると言える。お互いに開かれた関係で、様々な主体とのかかわりを通して得るものは大きい。自発的な連携は、双方が連携の意義を理解してこそ促進される。事例の紹介などを通して、連携の意義・メリットを理解してもらうための取組も必要となる。

5 地域コミュニティが抱える課題と連携の可能性

具体的な連携の可能性と内容は、地域コミュニティが抱える課題と、市民公益活動団体が有する専門性やノウハウとがうまく合致するところに見いだせる。本委員会では、地域コミュニティが抱える課題として以下の項目を抽出したが、それぞれの課題について、福祉やまちづくり、人材育成等組織マネジメントなど、その解決に資する活動分野、目的等を有している市民公益活動団体が存在する。これら特定課題の解決という目的を共有できる場面で、両者の連携、協働が生まれる可能性が大きい。

(1) 防災・防犯

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震などの際に、安否確認や救済活動などにおいて地域コミュニティが果たした役割が大きかったことは報道されたとおりである。しかし、今日、日頃の近所付き合いが希薄化している状況において、従来の組織の力、従来の対策だけでいざというときに十分な対応ができるかどうか不安視されるところがある。防犯の面でも同様である。

(2) 子育て支援

かつて子供は、地域で守り育ててきた。今日、核家族化や女性の社会進出が進んでいることを受けて、子育て支援の必要性が高まっている。育児ノイローゼや乳幼児虐待といった問題も起きてきており、その未然防止や改善のためにも、今一度地域コミュニティによる子育て支援のあり方を考え、実行する必要がある。

(3) 高齢者支援

高齢化の進行により、地域には一人暮らしの高齢者世帯や、高齢者だけの世帯が増えており、地域コミュニティがそういった世帯の生活全般に係る助け合いや見守りの取組をすることが求められている。

(4) 地域リーダーや地域活動の担い手の育成

町内会の役員など地域活動の担い手は、仕事をリタイアした世代であることが多い。次世代へのバトンタッチを円滑に行うため、より若い世代の担い手を育成する必要がある。

(5) 伝統文化・景観などの地域資源活用によるまちづくり

地域は、それぞれ歴史や文化、独特の景観などの資源を有している。そのような地域資源は、地域内にいると気づきづらいことがあり、外部からの評価が地域の人々の気づきのきっかけとなることもある。その価値を認識し、それを活かしたまちづくりを行うことで、住民が自分たちのまちに愛着と誇りを持ち、積極的にまちづくりに参加しようという意識が醸成される。

(6) 地域行事の活性化

地域では、住民間の親睦や交流を深めるために夏祭りや運動会などの行事を行っている。しかし、地域によっては、参加者の減少・固定化や内容のマンネリ化などが認められるところもある。地域住民が参加したくなるような新鮮で魅力的な行事とする取組が求められる。

(7) 住民を地域活動へと促す情報提供

仙台都市総合研究機構が実施したアンケート（第3章参照）の結果を見ると、回答者の約8割が、現在住んでいる地域の状態や出来事に関心を持っていると回答しているが、現実として地域活動への参加が少ない状態であることは否定できない。地域活動の必要性を感じてはいるものの、参加のきっかけがない、又は実施していることを知らないからというのがその理由である。地域コミュニティは、住民の当事者意識を喚起し、実際に地域活動に「参加する」ことを促すため、効果的な広報術を習得する必要がある。

(8) 生活環境の美化やごみ処理の適正化、リサイクル運動

道路、公園等の清掃活動や古紙回収等のリサイクル活動は、多くの地域で活発に行われている。しかし、地域によっては、そういった活動について、参加者の固定化や運営ルールなどをめぐるトラブルが起きたりすることがある。こういったトラブルを防ぎ、効果的な活動や運動を行うため、外からの協力を得ることを含め、新たな取組を模索する必要がある。

(9) 組織の健全運営

町内会等地縁組織の不適正な経理や一部リーダーの独断専行が問題となるケースがある。ほとんどの町内会等が健全に運営されているにもかかわらず、このような事態が生じると、町内会等の組織運営に対して住民の不信感が高まり、円滑な運営が阻害される。このような事態を防止し、適切な運営を行うため、必要に応じて組織のマネジメントの方法を見直すことが求められる。

6 連携促進のための効果的な方法・手段

地域コミュニティと市民公益活動団体との連携を現実に生み出していくためには、次のような方法・手段をとることが実効的かつ効果的であると考えられる。

(1) お互いを理解する場と機会をつくる

現在、市民公益活動団体と町内会等地縁組織とが出会い、互いを理解する機会はほとんどないと言っていい。連携と協力は、互いを知ることから始まる。まずは双方についての分かりやすい情報があり、互いに理解を深め合うことができる場と機会が必要である。

(2) 連携事例を知る場と機会をつくる

連携することで成果が挙げることが明確であれば、自然と連携が進むと思われる。現在、仙台市における連携の実績は多くはないが、他都市の事例や今後の実績を蓄積して連携する際の参考となる事例を増やすとともに、その事例を知る場と機会をつくる必要がある。

(3) 連携相手を求め合う場と機会をつくる

双方の活動内容、抱えている課題、強みやノウハウを具体的に知り合い、実際の連携相手を見定め、求め合う場と機会が必要である。

(4) お互いをつなぐ仲介役をおく

双方の情報を豊富に把握し、両者をつなぎ合わせる仲介役がいることで、より効果的な連携を生み出すことが可能となる。両者をコーディネートする仕組みをつくり、人材を育成することが必要である。

(5) 市民公益活動団体が地域に入るきっかけ（制度）や足がかり（場）をつくる

市民公益活動団体が地域において具体的な活動を展開していくきっかけとなる参画や対話の機会をつくるとともに、足がかりとなる場（施設など）を設けることが有効である。

7 連携促進のための環境づくり、支援策の具体的内容

前章で掲げた効果的な方法・手段の具体的内容としては、行政による次のような取組が考えられるが、市民公益活動団体や町内会等地縁組織などによる積極的な対応も望まれる。こうした取組を実現していくための環境整備において行政に求められる役割は大きい。

(1) お互いを理解する場と機会をつくる

・町内会等地縁組織にとって身近な市民センターなどの地域施設において、市民公益活動団

体についての説明や紹介などを行う講座を実施する。

- ・町内会等地縁組織、市民公益活動団体その他の関係機関による連絡会議を開催する。
- ・市民センターで両者に関する情報を提供するとともに、町内会などに対し市民公益活動団体に関する情報を直接提供する。
- ・連携を促進するための基礎データとして、市民公益活動団体の実態調査や意向調査を実施する。

(2) 連携事例を知る場と機会をつくる

- ・連携事例を紹介する情報交換会やシンポジウムを開催する。
- ・具体的な地域課題を採り上げ、連携のモデル事業を実施する。

(3) 連携相手を求め合う場と機会をつくる

- ・連携相手を具体的に求めていくため、相談会を開催する。

(4) お互いをつなぐ仲介役をおく

- ・市民活動サポートセンターと市民センターに、相談対応、情報提供及びコーディネート（仲介）の機能を持たせる。
- ・定期的に連絡会議を開催するなど、市民活動サポートセンターと市民センターとの連携を一層強化する。
- ・両者を円滑につなぐためのコーディネーターを養成する。
- ・連携の仲介役となる人材や組織を広く求めるとともに、そうした人材や組織を支援する。

(5) 市民公益活動団体が地域に入るきっかけ（制度）や足がかり（場）をつくる

- ・各区まちづくり協議会や社会福祉協議会など地域コミュニティと関わりの深い組織と市民公益活動団体との連携を推進する。
- ・市民公益活動団体が、市民センターや児童館、学校をはじめとする地域の様々な公共施設と関わり、積極的に活用できる仕組みをつくるとともに、双方の連携を推進する。

8 おわりに

現在、全国各地で地域コミュニティの活性化に向けた検討と取組が行われている。地域コミュニティ活性化のための方策のひとつとして、伝統的な地域活動の担い手である町内会等地縁組織と新しい地域活動の担い手である市民公益活動団体との連携に期待しているところが多くみられるが、その期待とは裏腹に、全国的に見てもその事例は決して多いとはいえない。

このような中、当委員会は仙台市から、地域コミュニティ活性化のために両者の連携を創り出し、促進していくために必要な検討を求められた。これは、仙台市が本格的に市民公益活動の促進施策に取り組み始めた当時から既に存在していた、古くて新しい課題でもある。市民公益活動のさらなる充実のため、そして、仙台市で地域コミュニティ施策全般に係る指針策定のため検討を行っているこの時期に、市民公益活動の促進の観点から一定の方向性を提示することには大きな意義があると考え、審議を重ねたところである。その結果、このような答申をまとめることができた。

今後、この答申における提案を受けて、市民公益活動団体と町内会等地縁組織とが意識を共有し、行政の支援策に助力を得て、よりよい連携が生まれ、その連携が地域コミュニティの活力源となることを期待する。

(資料2)

第4期仙台市市民公益活動促進委員会 委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属
委員長	増田 聡	東北大学大学院経済学研究科教授
副委員長	日向 則子	グループ杜副代表
委員	阿部 重樹	東北学院大学経済学部教授
委員	泉田 和雄	S V 2 0 0 4 代表理事
委員	井上 敦子	公募委員
委員	佐藤 芳治	特定非営利活動法人都市デザインワークス代表理事
委員	首藤 果苗	公募委員
委員	長谷川 公一	東北大学大学院文学研究科教授
委員	紅邑 晶子	特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター常務理事
委員	真山 正太	アートユニット創造雑技団代表

任期：平成18年2月1日～平成20年1月31日

(資料3)

第4期仙台市市民公益活動促進委員会 審議概要・開催状況

1 審議概要

(1) 諮問事項

- ・市民公益活動促進における「地域コミュニティ活性化」「団塊世代を中心とするシニア世代の市民公益活動の促進」について
- ・その他、市民公益活動促進に必要な事項について

(2) 検討成果

- ・平成18年12月8日
第1次答申「団塊世代を中心とするシニア世代の市民公益活動促進策について」
- ・平成19年8月23日
答申「地域コミュニティの新たな活力源としての市民公益活動
- 市民公益活動促進における『地域コミュニティ活性化』について - 」

2 開催状況

回	開催日	議事内容
第1回	平成18年 5月12日	・協働事業の評価について ・平成17年度及び平成18年度の事業概要について(報告)
第2回	平成18年 8月3日	・諮問事項について ・協働事業の評価について
第3回	平成18年 10月26日	・団塊世代を中心とするシニア世代の市民公益活動促進について ・市民活動サポートセンターの開館後の状況について(報告)
第4回	平成18年 12月6日	・団塊世代を中心とするシニア世代の市民公益活動促進について ・協働事業の評価について ・市民活動促進施策の推進状況の評価について
第5回	平成19年 2月7日	・市民公益活動促進における「地域コミュニティ活性化」について ・協働事業の評価について
第6回	平成19年 3月22日	・市民公益活動促進における「地域コミュニティ活性化」について
第7回	平成19年 5月9日	・市民公益活動促進における「地域コミュニティ活性化」について ・平成18年度事業報告及び平成19年度事業概要について(報告)
第8回	平成19年 6月7日	・市民公益活動促進における「地域コミュニティ活性化」について ・仙台市シニア活動支援センターの開設について(報告)
第9回	平成19年 7月24日	・市民公益活動促進における「地域コミュニティ活性化」について
第10回	平成19年 8月1日	・市民公益活動促進における「地域コミュニティ活性化」について ・協働事業の評価について
第11回	平成19年 9月26日	・協働事業の評価について